

○三豊市総合計画審議会条例

平成18年9月27日

条例第278号

改正 平成21年3月3日条例第3号

平成24年2月28日条例第1号

平成29年3月24日条例第3号

平成31年3月29日条例第5号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、三豊市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議するものとする。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) 基本計画の策定に関する事項
- (3) その他総合計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 行政委員会の委員
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、最初にかれる審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策部地域戦略課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三豊市振興計画審議会条例の廃止)

2 三豊市振興計画審議会条例(平成18年三豊市条例第39号)は、廃止する。

附 則(平成21年条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第3号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○三豊市総合計画審議会会議運営規則

平成19年10月19日
規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、三豊市総合計画審議会条例(平成18年三豊市条例第278号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、三豊市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、招集期日の7日前までに議題を付した文書で委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(欠席の申出)

第3条 委員は、審議会に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(関係者の出席)

第4条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月22日から施行する。

○三豊市総合計画審議会の会議の公開に関する要綱

平成19年10月19日
告示第302号

(趣旨)

第1条 この告示は、三豊市総合計画審議会条例(平成18年三豊市条例第278号。以下「条例」という。)の規定に基づき設置された三豊市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開基準)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議会の会長(以下「会長」という。)が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで、公開しないことができる。

2 審議会は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法)

第3条 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第4条 会長は、会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を広報紙、市ホームページ、広報無線等を活用し、市民への周知を図るものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) その他必要な事項

(会議録の作成)

第5条 庶務担当は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 出席した委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

(会議録の公開)

第6条 審議会は、市ホームページ及びその他の方法により会議録の公開に努めるものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月22日から施行する。

(設置)

第1条 総合計画の円滑な策定並びに事業の進行管理を行うため、三豊市総合計画策定本部(以下「本部」という。)を設置する。

(任務)

第2条 本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画の事業進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者及び市長が委嘱する別表第2の職にあるものをもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長になる。

2 本部長は、必要に応じ、関係課の職員を会議に出席させることができるものとする。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、政策部地域戦略課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

～ 抄 ～

別表第1(第3条関係)

総務部長
政策部長
市民環境部長
健康福祉部長
農政部長
建設部長
みとよ市民病院事務長
会計管理者

別表第2(第3条関係)

教育長
教育部長
議会事務局長

(設置)

第1条 総合計画の円滑な策定並びに事業の進行管理を行うため、三豊市総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 策定会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に係る庁内調整に関すること。
- (2) 総合計画の事業進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、別表第1に掲げる職にある者及び市長が委嘱する別表第2の職にある者をもって組織する。

(会議)

第4条 策定会議は、政策部地域戦略課長(以下「地域戦略課長」という。)が必要に応じて招集し、地域戦略課長が議長となる。

2 地域戦略課長は、必要に応じて、関係課の職員を策定会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 策定会議の庶務は、政策部地域戦略課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、地域戦略課長が定める。

附 則

～ 抄 ～

別表第1(第3条関係)

総務部総務課長 政策部地域戦略課長 市民環境部市民課長 健康福祉部健康課長 農政部農林水産課長 建設部建設港湾課長 みとよ市民病院総務課長 会計課長

別表第2(第3条関係)

教育委員会教育総務課長 議会事務局次長
